被扶養者認定に必要な書類

必要書類がすべて提出されない場合は、審査することができません。この場合、認定日は必要書類がすべて健保組合に提出された日以降となります。

続柄		認定資料	収入の証明 (収入のある方) ・直近3ヵ月間の 給与明細書 ・給与証明書 (収入のない方) ・非課税証明書	世帯全員 の住民票	就学中の場合	要書類がすべて健保組合に提出された日以降となります。 退職の場合					年金受給者 の場合
					在学証明書 または 学生証の写し	雇用保険に加入していた場合 雇用保険に加入 していない場合					
						受給中	受給期間延長	受給終了	受給しない	退職証明書または	支払通知書
						受給資格者証 (写)	受給期間延長 の通知書	受給資格者証 (写)	離職票(原本) または 資格喪失確認 通知書(写)		(直近のもの)
配偶	妻	0	0	0		0	0	0	0	0	0
者	夫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子	16歳未満										
	16歳以上	0	0		0	0	0	0	0	0	
父母		0	0	0		0	0	0	0	0	0
祖父母		0	0	0		0	0	0	0	0	0
孫·兄姉弟妹		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配偶者の父母		0	0	〇 (同一世帯)		0	0	0	0	0	0
配偶者の祖父母		0	0	〇 (同一世帯)		0	0	0	0	0	0
その他三親等 以内の親族		0	0	○ (同一世帯)	0	0	0	0	0	0	0
備考	証明者·機関	本人 事業主	事業主 市区町村	市区町村	学校	公共職業安定所(ハローワーク) 事業主					社会保険庁
	証明の目的	異動理由、 現状等の確認	収入の確認	続柄、同居の 確認	就学の確認	雇用保険失業給付の受給状況を確認 ※受給期間延長・給付制限期間終了の場合、健保組合から職安へ の受給に関する照会についての同意書を添付					年金額の確認

⁽注)(1)16歳以上で障害のある方は、「障害者手帳の写し」を添付してください。

(2)上記以外にも、被扶養者の認定上必要がある場合は、追加の資料を提出していただくことがあります。											

別居の場合 仕送り額を 確認できるもの ・現金書留引受書 ・銀行振込票 など3ヵ月分 \circ 0 \circ 0 郵便局 金融機関 仕送りの事実、 金額の確認